

(仮称) 松戸市歯と口腔の健康づくり推進条例 (案)

(目的)

第1条 この条例は、市民の歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康づくりに関し基本理念を定め、市民の役割、市の責務、歯科医師等の責務並びに教育及び保健医療福祉関係者の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長、生活習慣病の予防及び要介護状態となることの予防をはじめとする市民の健康づくりと生活の質の向上に重要な役割を果たすことから、市民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、生涯を通じて歯と口腔に係る適切なサービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念とする。

(市民の役割)

第3条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、歯と口腔の健康づくりに関する施策を活用するとともに、自ら歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、第2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）を踏まえ、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりを推進する責務を有する。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第6条 教育又は保健、医療若しくは福祉を職務とする者であつて、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの(歯科医師等を除く。)は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、健康の保持増進を目的とする計画と調和を保った歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に基づき策定する松戸市健康増進計画において定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本方針
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口腔の健康づくりに関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項

(施策の推進)

第8条 市は、基本計画に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び啓発に関すること。
- (2) 歯と口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査に関すること。
- (3) フッ化物応用等の効果的なむし歯予防対策及び正しい口腔ケアによる歯周病等の予防対策の推進に関すること。
- (4) 食育及び生活習慣病予防対策に必要な歯と口腔の健康づくりの推進に関すること。
- (5) 母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた

生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。

- (6) 障害のある人、介護を必要とする人等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (7) 歯と口腔の健康づくりに資する調査研究に関すること。
- (8) 関係機関・関係団体、教育研究機関等との連携に関すること。
- (9) 災害時における歯と口腔の保健医療サービスに関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

(財政上の措置)

第9条 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。